

31

主觀的起算点（改正民法166条1項1号）における「権利行使することができる」は、客觀的起算点（改正民法166条1項2号）におけるそれと同じ意味か。

結論

異なると解する（私見）。

1 問題点の提示

旧166条1項の「権利行使することができる時」の解釈に行使につき法律上の障害がなくなった時をいい、権利者が権利を知っている必要はないとする法的可能時説と、権利を現実に期待できた時とする現実的期待可能時説の対立がある。166条1項では、主觀的起算点から5年の時効を同項1号に、客觀的起算点から20年の時効を同項2号にそれぞれ規定しているが、両号とも「ことができる」という文言を用いている。そこで、主觀的起算点から5年、客觀的起算点から20年である。

2 改正前の議論

民法（債権法）改正検討委員会は、民法（債権法）改正検討案NBL126・199において、客觀的起算点＝債権の一般的的起算点＝債権の現実的権利行使期待可能時として、両者のいた。

70回会議での鹿野委員は、中段に使用されている「権利行使することができる」という文言であるが意味に違いがある。債権発生の原因及び債務者を知る時より前に債権発生の原因することができる時」という走効期間を新たに設け」と表現され、案では、後段のほうの『債権発生が、むしろ、権利行使の現実

530

第20章 完成猶予一協議の合意

協議を行う旨の合意による時効完成の猶予は、「協議」が時効完成猶予事由のではなく、「協議を行う旨の合意」を時効完成猶予事由とするものであるから、文言としては「協議を行うことに合意しますので」と表現することがより正確になると考える。ちなみに、「協議中は時効の完成を猶予します。」という表現は避けるべきである（そもそも構わないとする者として、石井・金法2029・43）。合意によって時効の完成猶予の効力を生じさせるものではなく、協議の合意という事由に時効の完成猶予の効力を付与したものであるからである。

(4) 協議の期間

合意の対象はあくまでも協議の期間であり、完成猶予期間ではないため、時効の「完成猶予期間として本日から月日までとする」といったような合意は許されないことに注意が必要である。

(5) 合意文書の作成日付

次に、協議を行う旨の時効完成猶予の期間は、期間を定めなかった場合には「その合意があったときから」1年間であるので、合意の文書を作成した日付として「平成 年月日」の記載を書面上明らかにすることは重要である。もちろん、協議を行う期間の始期と終期を定めたときは、その必要性は薄れる。

3 参考文例（差入書方式）

以上のような検討を踏まえた参考文例は、以下のとおりである。これは、差入書方式を想定しているものであるが、この書面に対して、承諾の書面を作成しても差し支えない。

協議をする旨の合意書

貴殿（貴社）が、私（当社）に対して請求している下記権利に関して、

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。
(2020.10)51000171

内容見本
[A5判縮小]

第13章 時効期間一損害賠償請求権

259

第13章 時効期間一損害賠償請求権

〔生命・身体の侵害における時効期間の特則〕

84

債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間は何年か。

結論

主觀的起算点から5年、客觀的起算点から20年である。

1 改正民法167条

債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権につき、改正民法167条は、次のように客觀的起算点からの時効期間である10年の原則（改正民法166条1項2号）に対してこれを20年に伸長している。

第13章

城時効についての
時間」とあるのは、166条1項1号により
りまであり、主觀

侵害による損害賠

20年

5年

★民法改正による時効法の大改正に対応した待望の最新版！



〔民法改正対応版〕
時効の管理

著

酒井 廣幸（弁護士）

民法改正
対応版民法改正対応版
時効の管理
弁護士 酒井廣幸 著新日本法規
新日本法規

A5判・総頁750頁
定価8,250円（本体7,500円）
送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献


新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総論

○改正前の消滅時効法のどこが問題とされたか。
○民法改正により時効制度の存在理由についての考え方には変わったか。
○時効の規定の改正法は、いつから適用されるか。

第2章 援用権

○時効援用権の法的性質については、改正されたか。
○民法改正において、時効完成の効果としての履行拒絶権構成が採用されたか。
○資金債権の時効が完成した場合でも、その弁済を請求できるか。
○「時効の利益の放棄」と「時効援用権の喪失」とはどう違うか。
○時効完成後の一部弁済等の後にお時効を援用できる場合があるか。
○物上保証人が、被担保債権の時効完成後に債務承認あるいは一部弁済したときは、なお時効を援用できるか。
○貸元本についての消滅時効の援用は、利息についても援用したことになるか。
○時効の援用または消滅時効の主張が信義則違反、権利濫用として許されない場合があるか。
○時効援用後の債務は自然債務として存続するか。
○休眠預金に関する時効の援用はどうなるか。

第3章 援用権者

○時効の援用権者の範囲に関して、改正による変更があったか。
○改正民法145条は、いつから適用されるか。
○時効援用権を有しない者の範囲は、担保の目的となっている債権の譲受け人は、その担保の被担保債権の消滅時効を援用できるか。
○取得目的の売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記に後れる抵当権者は、その予約完結権の消滅時効を援用できるか。

第4章 時効の客観的起算点

○10年の時効期間の客観的起算点である「権利を使用することができる時」とはどういつか。
○主觀的起算点からの5年の短期時効と客観的起算点からの10年の長期時効という二元的構成をとっているのはなぜか。
○債権者の意思により除去可能な法律上の障害がある場合、客観的起算点はいつか。
○弁済期の定めがない貸金債権の消滅時効の客観的起算点はいつか。
○期限の利益喪失約款付債権の客観的起算点はいつか。
○預金関係
○普通預金の時効の客観的起算点はいつか。
○当座預金の払戻請求権の消滅時効の客観的起算点はいつか。
○自動継続定期預金の消滅時効の客観的起算点はいつか。
○当座貸越債権の消滅時効の客観的起算点はいつか。
○通知預金の消滅時効の客観的起算点はいつか。

第5章 主観的起算点一総論

○主観的起算点とは何か。
○主観的起算点（改正民法166条1項1号）における「権利を使用することができる」は、客観的起算点（改正民法166条1項2号）におけるそれと同じ意味か。
○時効の起算点として、新たに主観的起算点（改正民法166条1項1号）が導入されたのはなぜか。
○「権利行使できることを知る」に関して、不法行為による損害賠償請求権における主観的起算点と同一に解釈されるか。
○「権利行使することができること」を知った時と「債権発生の原因及び

債務者」を知った時とは同じか。
○「知った」に「知り得た」場合を含むか。
○民法改正前の10年の時効期間は、なぜ短縮されなければならなかつたか。
○主観的起算点となるためには、権利行使ができるという法的評価について認識していることが必要か。
○いわゆる法定債権についても、主観的起算点は適用されるか。
○主観的起算点の導入は、客観的起算点の解釈に影響を及ぼすか。
○主観的起算点からの時効期間経過後も、時効援用権の濫用として援用が許されない場合があるか。

第6章 主観的起算点の主体

○権利を使用することができることを知ったという場合の認識・判断の主体とその対象は何か。
○弁済期が到来した時に、高齢者が自己の債権を適切に管理することが困難となっていた場合に、主観的起算点からの時効は進行するか。
○債権者が、成年後見開始の審判を受けていないが事理を弁護する能力を欠くに至った場合、主観的起算点からの5年の時効との関係はどうなるか。
○債権者に相続が生じた場合に、被相続人が有していた債権の主観的起算点はいつか。

第7章 主観的起算点一各論

○確定期限の定めのある債権について、権利を使用することができることを知った時とはいつか。
○主観的起算点からの時効期間が5年になった理由は何か。
○期限に関する特約として、期限の利益の当然喪失事由が定められているとき、権利を使用することができることを知った時とはいつか。

○客観的起算点から9年目に権利行使が可能となったことを知った時に、10年で終わるのか、9年プラス5年目で終わるか。

第10章 時効期間一客観的起算点からの

○主観的起算点からの時効期間は何年か。

○主観的起算点からの時効期間が5年になった理由は何か。

○期限に関する特約として、期限の利益の当然喪失事由が定められているとき、権利を使用することができることを知った時とはいつか。

○客観的起算点から9年目に権利行使が可能となったことを知った時に、10年で終わるのか、9年プラス5年目で終わるか。

第11章 時効期間一定期金債権

○定期金債権の消滅時効の起算点および時効期間は、どのように改正されたか。

○定期金の債権の主観的起算点からの時効期間は、何年か。

○定期金の債権の客観的起算点からの時効期間は、何年か。

第12章 時効期間一定期給付債権

○定期給付債権の5年の短期消滅時効制度が、廃止されたのはなぜか。

○貸付債権の利息についての時効期間はどのように考えたらよいか。

○マンション管理組合が区分所有者に対する有する管理費・特別修繕費に係る債権の時効期間は何年か。

第13章 時効期間一損害賠償請求権

〔生命・身体の侵害における時効期間の特則〕

○債務不履行による人の生命または身体の侵害または財産の毀損による損害賠償請求権の時効期間は、いつか。

○債務不履行による生命・身体の侵害につれて、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不當利得返還請求権について、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不法行為による生命・身体の侵害につれて、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不法行為による精神的抑圧が続き、そのため権利行使ができなかったときでも、主観的起算点から時効期間が進行するか。

○契約に基づく債務の履行不能による損害賠償請求権の消滅時効について、主観的起算点はいつか。

○事務管理に基づく費用償還請求権について、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○民事訴訟による民事訴訟法上の請求権について、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不正当得利返還請求権について、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不法行為による生命・身体の侵害につれて、権利行使することができることを知った時とはいつか。

○不法行為による精神的抑圧が続き、そのため権利行使できなかったときでも、主観的起算点から時効期間が進行するか。

○契約に基づく債務の履行不能による損害賠償請求権の消滅時効について、主観的起算点はいつか。

○不法行為による精神的抑圧が続き、そのため権利行使できなかったときでも、主観的起算点から時効期間が進行するか。

○不法行為による精神的抑圧が続き、そのため権利行使できなかったときでも、主観的起算点から時効期間